

佐賀県規則第12号

佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（手当に相当する報酬並びに期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給対象） 第3条 条例第2条第7項の規定により佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。<u>次項第1号</u>において「県職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による場合にあっては、一般職の職員のうち法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による。 2～4 略 5 条例第2条第8項に規定する任命権者が別に定める期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 条例第2条第8項各号に定める期間において、月の初日から末日までの間在職している月以外の月がある場合 当該期間から当該月に係る勤務時間数若しくは勤務日数又は月数を除いて、同項各号に定める方法により得られる額 (2) 基準日に条例第2条第3項又は第4項の規定により報酬額が定められた者に任用された場合 その者に定められた勤務1時間当たりの報酬額又は日額の報酬額に、別に定める勤務時間数又は勤務日数を乗じて得られる額 6・7 略	（手当に相当する報酬並びに期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給対象） 第3条 条例第2条第7項の規定により佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。<u>次項及び第3項第1号</u>において「県職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による場合にあっては、一般職の職員のうち法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による。 2～4 略 5 条例第2条第8項に規定する任命権者が別に定める期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 条例第2条第8項各号に定める期間において、月の初日から末日までの間在職している月以外の月がある場合 <u>（次号に該当する場合を除く。）</u> 当該期間から当該月に係る勤務時間数若しくは勤務日数又は月数を除いて、同項各号に定める方法により得られる額 (2) 基準日 <u>又は基準日が属する月の前の月の途中に</u> 条例第2条第3項又は第4項の規定により報酬額が定められた者に任用された場合 その者に定められた勤務1時間当たりの報酬額又は日額の報酬額に、別に定める勤務時間数又は勤務日数を乗じて得られる額 6・7 略

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

原動機付交通用具を使用する職員又は交通機関を利用する職員

自転車等の片道の使用距離	1日当たりの通勤に係る 費用弁償の額
4キロメートル未満	100円
4キロメートル以上6キロメートル未満	180円
6キロメートル以上8キロメートル未満	230円
8キロメートル以上10キロメートル未満	300円
10キロメートル以上12キロメートル未満	360円
12キロメートル以上14キロメートル未満	410円
14キロメートル以上16キロメートル未満	480円
16キロメートル以上18キロメートル未満	540円
18キロメートル以上20キロメートル未満	600円
20キロメートル以上22キロメートル未満	660円
22キロメートル以上24キロメートル未満	720円
24キロメートル以上26キロメートル未満	780円
26キロメートル以上28キロメートル未満	840円
28キロメートル以上30キロメートル未満	900円
30キロメートル以上32キロメートル未満	960円
32キロメートル以上34キロメートル未満	1,020円
34キロメートル以上36キロメートル未満	1,080円
36キロメートル以上38キロメートル未満	1,140円
38キロメートル以上40キロメートル未満	1,200円
40キロメートル以上42キロメートル未満	1,260円
42キロメートル以上44キロメートル未満	1,320円
44キロメートル以上46キロメートル未満	1,380円
46キロメートル以上48キロメートル未満	1,440円
48キロメートル以上50キロメートル未満	1,500円

50キロメートル以上52キロメートル未満	1,570円
52キロメートル以上54キロメートル未満	1,620円
54キロメートル以上56キロメートル未満	1,690円
56キロメートル以上58キロメートル未満	1,750円
58キロメートル以上60キロメートル未満	1,800円
60キロメートル以上	1,910円

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
別表第3 （第5条関係） 第2号会計年度任用職員の号給表 <table> <tr> <th>職務の級</th><th>号給の範囲</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>行政職給料表3級</td><td>1号給から<u>54</u>号給まで</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	職務の級	号給の範囲	略		行政職給料表3級	1号給から <u>54</u> 号給まで	略		別表第3 （第5条関係） 第2号会計年度任用職員の号給表 <table> <tr> <th>職務の級</th><th>号給の範囲</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>行政職給料表3級</td><td>1号給から<u>50</u>号給まで</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	職務の級	号給の範囲	略		行政職給料表3級	1号給から <u>50</u> 号給まで	略	
職務の級	号給の範囲																
略																	
行政職給料表3級	1号給から <u>54</u> 号給まで																
略																	
職務の級	号給の範囲																
略																	
行政職給料表3級	1号給から <u>50</u> 号給まで																
略																	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。